

新型コロナウイルス感染症の感染者及び濃厚接触者の出席停止期間について

出席停止の手続きは、登校後に説明いたします。

〔感染者となった場合〕

- ・発症日から7日間経過し、かつ、症状が軽快後 24 時間経過するまで
- ※ただし、10 日間が経過するまでは、感染リスクが残存することから、感染予防対策の徹底を行う。

〔参考〕

0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	9日目	10日目	11日目
発症日	出席停止（自宅療養・不要不急の外出自粛）							登校可能	自主的な感染予防行動の徹底期間		

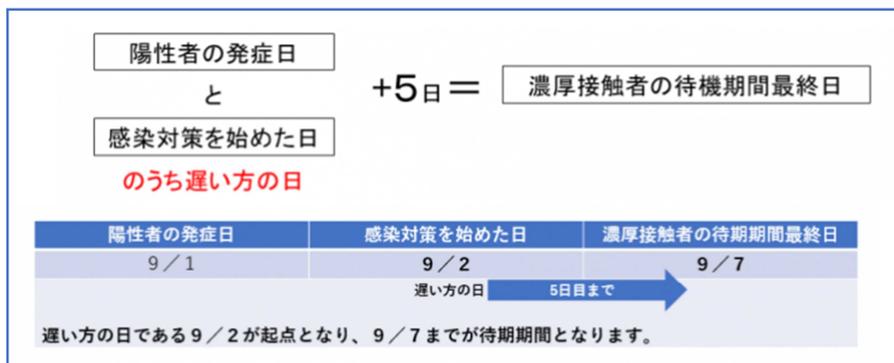
症状軽快後24時間経過

〔濃厚接触者に特定された場合〕

～同居家族が感染した場合・保健所から行動制限（待機）を求められた場合～

- ・陽性者との最終の暴露日（陽性者との接触等）を0日目として、5日間が経過するまで
- ・2日目、3日目に「体外診断用医薬品」と表示された抗原定性検査キット（研究用は不可）で陰性が確認された場合は、3日目から解除が可能

※ただし、いずれも、7日間を経過するまでは、感染予防対策の徹底を行う。



〔徳島県 HP より〕

